

中央区災害廃棄物処理計画策定のポイント

1 対象とする災害 (P.3)

水害による廃棄物量の想定は地震を上回らないため、首都直下地震の被害想定を用いますが、仮置場の選定 (P.27) に関しては水害時の対応についても触れました。

2 対象とする廃棄物 (P.6)

” 災害によって発生する一般廃棄物 ” = 「災害廃棄物」と考え、災害がれき及び被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物 (生活系ごみ及びし尿) を計画の対象としました。

そのため、通常の生活によって発生する廃棄物等は計画外 (東京都災害廃棄物処理計画を引用) としています。

3 生活ごみの発生量の算定 (P.21)

上記 2 の考えに基づき、燃やすごみは震災後もほぼ同じ発生量であることから、算定の対象外とし、燃やさないごみと粗大ごみの増加分のみを対象としています。

4 避難所ごみの発生量の算定 (P.21)

1 人 1 日当たりの排出量は燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの原単位 352g + 資源の原単位 (行政回収 126g + 集団回収 80g) としました。(中央区一般廃棄物処理基本計画 2021 より)

5 仮置場候補地の選定 (P.26-30)

① 防災課より、地域内輸送拠点 (浜町運動場) や給水拠点 (あかつき公園、堀留児童公園)、ヘリコプター発着地点 (月島運動場) については、被害状況や利用状況に応じて使用可能との説明を受けています。京橋・日本橋・月島の各地域内で候補地を選定しますが、本計画では具体的な候補地は示さず、選定条件を示すにとどめたいと思います。

また、大規模集合住宅内の場合、敷地内に仮置場を確保できるよう、検討を進めます。

なお、詳細については、水とみどりの課や危機管理課と引き続き調整を行っていきます。

② 地区集積所・第一仮置場に品目別に集積したのち、第二仮置場に集積する想定ですが、区内に第二仮置場となる場所の確保は困難な状況です。第三仮置場 (特別区) も候補地の選定はまだ行われていないとのことですので、仮置場の確保は特別区全体の課題となっています。

6 帰宅困難者から排出されるごみの扱い (P.31,42)

区では、再開発に際し、帰宅困難者の一時滞在施設の整備を進めていますが（令和3年1月1日現在 32 施設）、区が確保する一時滞在施設で発生するごみの扱いを定めていないため、本計画での明記は控えました。現時点では事業系での処理になると思いますが、災害救助法が適用されるほどの大規模な地震が発生した場合は、その被害状況に応じて対応することが想定されます。

7 その他

本計画は災害廃棄物処理に係る対応を大綱的に定めることを目的とし、具体的な手順については、職員行動マニュアル（危機管理課作成）の改訂に合わせて加筆することを想定しています。課題の検討もそのなかで進めていく予定です。

なお、「災害廃棄物処理実行計画」を発災後速やかに策定できるよう、実行計画策定マニュアルを備えることとし、車両の必要台数や運搬ルート等の処理体制の整理は其中で行う予定です。